

## 参考試算

### I 健康保険組合連合会の提言に基づく財政試算

厚生労働省

#### 1 前提

- この試算は、「社会保障の給付と負担の見通し」（平成16年5月推計）に即した医療費推計の基礎を平成18年度概算要求の数値に置き換えて行ったものである。
- 制度前提については、「新たな高齢者医療制度の創設を含む医療制度改革に向けての提言」（平成17年7月 健康保険組合連合会）に基づき厚生労働省において設定したものである。

#### 2 制度前提

##### （1）高齢者医療制度

- ①対象は65歳以上の高齢者
- ②高齢者の患者負担は75歳以上も含め2割負担（現役並み所得者3割）
- ③財源
  - 公費負担は5割を目途
  - 高齢者が負担する保険料は高齢者と20～64歳の加入者の人数比で按分して負担
  - 保険料および公費以外は一般制度からの若年者負担金  
若年者負担金は被用者保険と国民健康保険の20～64歳の加入者数に応じて按分し、被用者保険間では報酬総額に応じて負担
- ④退職者医療制度は廃止

##### （2）その他

- その他の制度改正（高額療養費の自己負担限度額の見直し、療養病床に入院する高齢者の食費及び居住費の見直し等）については、提言の内容に関わらず厚生労働省試案と同じ取扱いとしている。

## 健康保険組合連合会提言の医療制度改革による財政影響 (平成20年度)

### ① 現行制度

	(65歳未満)				(65歳以上)	医療保険計	公費		
	政管健保	健保組合	共済組合	市町村国保	高齢者		国庫	都道府県	市町村
所要保険料(億円)	57,700	50,200	18,100	24,600	22,800	177,100	76,400	16,300	10,400
加入者数(万人)	3,200	2,700	900	2,800	2,700	12,600			
加入者1人当たり 所要保険料(万円)	17.9	18.8	20.5	8.7	8.5	14.0			

※ 所要保険料は、医療給付費を賄うために必要な保険料である。

※ 高齢者の所要保険料については、各制度の所要保険料のうち、高齢者が負担することとなる分を推計した。

※ 一般制度は、65歳以上の高齢者に係る分を除いている。

### ② 改革後

	政管健保	健保組合	共済組合	市町村国保	高齢者 医療制度	医療保険計	公費		
							国庫	都道府県	市町村
所要保険料(億円)	43,800	44,600	16,300	26,600	20,300	154,900	82,500	19,300	13,600
加入者数(万人)	3,200	2,700	900	2,900	2,700	12,600			
加入者1人当たり 所要保険料(万円)	13.6	16.7	18.5	9.3	7.6	12.2			

### ②-① 財政影響

	政管健保	健保組合	共済組合	市町村国保	高齢者 医療制度	医療保険計	公費		
							国庫	都道府県	市町村
所要保険料(億円)	△13,900	△5,600	△1,800	+2,000	△2,500	△22,300	+6,100	+3,000	+3,200
加入者1人当たり 所要保険料(万円)	△4.3	△2.1	△2.1	+0.7	△0.9	△1.8			

## Ⅱ 日本労働組合総連合会の提言に基づく財政試算

厚生労働省

### 1 前提

- この試算は、「社会保障の給付と負担の見通し」（平成16年5月推計）に即した医療費推計の基礎を平成18年度概算要求の数値に置き換えて行ったものである。
- 制度前提については、「患者本位、安心・信頼の医療・医療保険制度の抜本改革を」（2005年7月7日 日本労働組合総連合会）に基づき厚生労働省において設定したものである。

### 2 制度前提

#### (1) 退職者健康保険制度

- ①対象は被用者OB（20年（※）以上の被保険者期間を有する被用者年金の老齢・退職給付の受給権者、40歳以後の被保険者期間が10年以上の者を含む）  
※日本労働組合総連合会の提言では25年以上となっているが、推計に必要なデータの制約から、この試算では20年以上としている。
- ②患者負担は70歳以上について全員1割（一定以上所得者区分の廃止）とし、高額療養費の負担限度額については医療費連動を廃止
- ③財源
  - 公費負担は70歳以上（65～69歳の寝たきり含む）の者に5割
  - 高齢者が負担する保険料は、年金収入に被用者健保の平均料率の1/2を乗じたものとする。  
※被用者健保の平均料率  
退職者健康保険制度の対象者および被用者保険加入者の総給付費を当該全被保険者数×平均標準報酬で除したもの
  - 保険料および公費以外は被用者保険制度が総報酬按分で負担
- ④退職者医療制度は廃止（退職者健康保険制度に切替）

#### (2) 一般制度

- 患者負担は被扶養者を含め全員2割（乳幼児は無料）に引き下げ、高額療養費の負担限度額については上位所得者区分および医療費連動を廃止
- 公費負担は現行制度並び、ただし政管の若人分の公費負担割合は16.4%に引き上げ、政管の退職者健康保険制度への負担金に対しては公費負担なし

#### (3) その他

- その他の制度改正（高額療養費の自己負担限度額の見直し、療養病床に入院する高齢者の食費及び居住費の見直し等）については、提言の内容に関わらず厚生労働省試案と同じ取扱いとしている。

## 日本労働組合総連合会提言の医療制度改革による財政影響 (平成20年度)

### ① 現行制度

	政管健保	健保組合	共済組合	市町村国保	退職者	医療保険計	公費		
							国庫	都道府県	市町村
所要保険料(億円)	61,200	51,200	18,200	27,300	15,000	177,100	76,400	16,300	10,400
加入者数(万人)	3,600	2,800	900	3,400	1,500	12,600			
加入者1人当たり 所要保険料(万円)	17.2	18.3	19.6	8.0	9.8	14.0			

※ 所要保険料は、医療給付費を賄うために必要な保険料である。

※ 退職の所要保険料及び加入者数については、現行の退職に、市町村国保のうち退職に異動予定の者の分を推計して加えた。

※ 市町村国保は、退職に異動予定の者に係る分を除いている。

### ② 改革後

	政管健保	健保組合	共済組合	市町村国保	退職者健康 保険制度	医療保険計	公費		
							国庫	都道府県	市町村
所要保険料(億円)	67,000	55,300	20,800	46,700	10,600	205,300	78,800	15,800	7,400
加入者数(万人)	3,600	2,800	900	3,400	1,500	12,600			
加入者1人当たり 所要保険料(万円)	18.9	19.8	22.4	13.6	6.9	16.2			

### ②-① 財政影響

	政管健保	健保組合	共済組合	市町村国保	退職者健康 保険制度	医療保険計	公費		
							国庫	都道府県	市町村
所要保険料(億円)	+5,800	+4,200	+2,600	+19,400	△4,400	+28,100	+2,400	△500	△3,100
加入者1人当たり 所要保険料(万円)	+1.6	+1.5	+2.8	+5.6	△2.8	+2.2			

### Ⅲ 日本経済団体連合会の提言に基づく財政試算

厚生労働省

#### 1 前提

- この試算は、「社会保障の給付と負担の見通し」（平成16年5月推計）に即した医療費推計の基礎を平成18年度概算要求の数値に置き換えて行ったものである。
- 制度前提については、「国民が納得して支える医療制度の実現」（平成17年10月 日本経済団体連合会）に基づき厚生労働省において設定したものである。

#### 2 制度前提

##### (1) 高齢者医療制度

- ①対象は65歳以上の高齢者
- ②高齢者の患者負担は75歳以上も含め2割負担（現役並み所得者3割）  
※日本経済団体連合会の提言では、入院2割負担、外来3割負担とされている。
- ③財源
  - 公費負担は5割を目途
  - 高齢者が負担する保険料は高齢者と40～64歳の加入者の人数比で按分して負担
  - 保険料および公費以外は一般制度からの若年者負担金  
若年者負担金は被用者保険と国民健康保険の40～64歳の加入者数に応じて按分し、被用者保険間では報酬総額に応じて負担
- ④退職者医療制度は廃止

##### (2) その他

- その他の制度改正（高額療養費の自己負担限度額の見直し、療養病床に入院する高齢者の食費及び居住費の見直し等）については、提言の内容に関わらず厚生労働省試案と同じ取扱いとしている。

**日本経済団体連合会提言の医療制度改革による財政影響**  
(平成20年度)

① 現行制度

	(65歳未満)				(65歳以上)	医療保険計	公費		
	政管健保	健保組合	共済組合	市町村国保	高齢者		国庫	都道府県	市町村
所要保険料(億円)	57,700	50,200	18,100	24,600	22,800	177,100	76,400	16,300	10,400
加入者数(万人)	3,200	2,700	900	2,800	2,700	12,600			
加入者1人当たり 所要保険料(万円)	17.9	18.8	20.5	8.7	8.5	14.0			

※ 所要保険料は、医療給付費を賄うために必要な保険料である。

※ 高齢者の所要保険料については、各制度の所要保険料のうち、高齢者が負担することとなる分を推計した。

※ 一般制度は、65歳以上の高齢者に係る分を除いている。

② 改革後

	政管健保	健保組合	共済組合	市町村国保	高齢者 医療制度	医療保険計	公費		
							国庫	都道府県	市町村
所要保険料(億円)	40,600	40,500	14,700	26,200	31,000	156,100	81,400	19,300	13,600
加入者数(万人)	3,200	2,700	900	2,900	2,700	12,600			
加入者1人当たり 所要保険料(万円)	12.6	15.2	16.7	9.2	11.6	12.3			

②-① 財政影響

	政管健保	健保組合	共済組合	市町村国保	高齢者 医療制度	医療保険計	公費		
							国庫	都道府県	市町村
所要保険料(億円)	△17,200	△9,700	△3,400	+1,600	+8,200	△21,100	+5,000	+2,900	+3,200
加入者1人当たり 所要保険料(万円)	△5.3	△3.6	△3.8	+0.5	+3.1	△1.7			